

## ○昭和女子大学内部質保証推進規程

(趣旨)

第1条 この規程は、昭和女子大学学則第2条、昭和女子大学大学院学則第2条、昭和女子大学専門職大学院学則第3条の規定に基づく自己点検・評価の実施及び全学的な内部質保証の推進について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 昭和女子大学（以下「本学」という。）における内部質保証の推進は、教育研究水準の向上を図り、建学の精神、大学・大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況及び管理運営等について自ら点検及び評価を行うことにより、本学の教育の質を保証し改善していくことを目的とする。

(内部質保証推進委員会の設置)

第3条 前条の目的を達成するために、本学の内部質保証の推進に責任を負う組織として、内部質保証推進委員会を置く。

2 内部質保証推進委員会に小委員会を置き、任務の一部を委任することができる。

(内部質保証推進委員会の任務)

第4条 内部質保証推進委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 内部質保証に関する全学的な方針及び計画に係る事項
- (2) 自己点検・評価の実施に関する基本的な事項
- (3) 自己点検・評価報告書の検証及び当該検証結果に基づく優れた取り組みの共有、改善・向上方策の立案に係る事項
- (4) 認証評価に関する基本的な事項
- (5) その他内部質保証に関する事項

(内部質保証推進委員会の構成等)

第5条 内部質保証推進委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 大学院研究科長
- (4) 学部長
- (5) 教務部長
- (6) 学生部長
- (7) キャリア支援部長
- (8) アドミッション部長
- (9) 理事長・総長・学長室長
- (10) 大学事務部門センター長
- (11) 学園本部長
- (12) その他、学長が指名する者

2 内部質保証推進委員会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、その意見等を聴取することができる。

3 内部質保証推進委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって決する。この場合において、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(内部質保証推進委員会の委員長)

第6条 内部質保証推進委員会の委員長は、学長とする。

2 委員長は、内部質保証推進委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、職務を代行する。

(自己点検・評価委員会の設置)

第7条 内部質保証推進委員会が自己点検・評価報告書の検証を行うにあたり、自己点検・評価の実施に係る業務を行うため、自己点検・評価委員会を置く。

(自己点検・評価委員会の任務)

第8条 自己点検・評価委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 自己点検・評価の実実施計画及び項目設定に関する事項
- (2) 各部署における自己点検・評価結果の点検・評価に関する事項
- (3) 自己点検・評価報告書の作成に関する事項
- (4) 認証評価に関する事項
- (5) その他自己点検・評価の実施に関する事項

(自己点検・評価委員会の構成等)

第9条 自己点検・評価委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) その他、学長が指名する者

2 自己点検・評価委員会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、その意見等を聴取することができる。

(自己点検・評価委員会の委員長)

第10条 自己点検・評価委員会の委員長は、学長が指名する。

2 委員長は、自己点検・評価委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、職務を代行する。

(自己点検・評価の実施)

第11条 自己点検・評価は、別に定める内部質保証に関する方針に基づき、本学の教育研究活動及び管理運営等の状況について、実施する。

(評価基準・項目)

第12条 自己点検・評価の点検・評価項目は、受審を予定している認証評価機関の評価基準及び点検・評価項目を踏まえて設定する。

2 前項のほか、自己点検・評価委員会が指定する項目を加えることができる。

(外部評価委員会の設置)

第13条 本学の自己点検・評価の妥当性・客観性を担保するため、内部質保証推進委員会のも

とに、外部の有識者を構成員とする外部評価委員会を置く。

(外部評価委員会の任務)

第14条 外部評価委員会は、次に掲げる事項について検証及び提言を行うことを任務とする。

- (1) 自己点検・評価報告書に関する事項
- (2) 本学の教育研究活動のうち、大学が評価を依頼した事項
- (3) その他、外部評価委員会が必要と認める事項

(外部評価委員会の構成等)

第15条 外部評価委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 産業界関係者
- (2) 本学の所在する都道府県又は市区町村の地方公共団体関係者
- (3) 教育プログラムに関する知見を有する者
- (4) その他、学長が指名する者

2 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

第16条 外部評価委員会の委員は、任務を遂行する際に知り得た事項について、守秘義務を負うものとする。

(事務)

第17条 内部質保証推進委員会、自己点検・評価委員会及び外部評価委員会の事務は、理事長・総長・学長室において処理する。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、学長の承認を得るものとする。

附 則

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。それに伴い、昭和女子大学自己点検・評価規程は廃止する。